令和3年9月湖西市議会定例会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(令和3年9月 湖西市議会定例会)

議案	番	号	件	名
議案第	81	号	湖西市教育委員会委員の任命につき	同意を求めることについて
議案第	82	号	人権擁護委員の候補者の推薦につき	意見を求めることについて
議案第	83	号	湖西市道路法等施行条例の一部を改	正する条例制定について
議案第	84	号	令和3年度湖西市一般会計補正予算	(第6号)
議案第	85	号	令和3年度湖西市国民健康保険事業	特別会計補正予算(第1号)
議案第	86	号	令和3年度湖西市介護保険事業特別	会計補正予算(第1号)
議案第	87	号	令和3年度湖西市後期高齢者医療事	業特別会計補正予算(第1号)
議案第	88	号	令和3年度湖西市水道事業会計補正	予算(第2号)
議案第	89	号	令和2年度湖西市一般会計歳入歳出	決算認定について
議案第	90	号	令和2年度湖西市国民健康保険事業	特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	91	号	令和2年度湖西市介護保険事業特別	会計歳入歳出決算認定について
議案第	92	号	令和2年度湖西市後期高齢者医療事	業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	93	号	令和2年度湖西市公共下水道事業会	計決算認定について
議案第	94	号	令和2年度湖西市水道事業会計剰余	金の処分及び決算の認定について

議案第 95 号 令和2年度湖西市病院事業会計決算認定について

日程第1

会議録署名議員の指名

1番 柴田一雄

2番 加藤治司

令和3年8月31日

湖西市議会議長 馬 場 衛

日程第2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から9月30日までの31日間とする。

令和3年8月31日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第81号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和3年8月31日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 西川倫予

議案第82号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるこ とについて

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月31日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 池田 定子

議案第83号

湖西市道路法等施行条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市道路法等施行条例(平成25年湖西市条例第15号)の一部を改正する条例を 次のとおり制定するものとする。

令和3年8月31日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市道路法等施行条例の一部を改正する条例

湖西市道路法等施行条例(平成 25 年湖西市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第84号

令和3年度湖西市一般会計補正予算(第6号)

令和3年度湖西市一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 818,516 千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,883,521 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

(繰越明許費)

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

令和3年8月31日提出

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11 坩	也方交付税	140, 000	133, 773	273, 773
	1 地方交付税	140, 000	133, 773	273, 773
14 仮	- 使用料及び手数料	445, 818	△10, 202	435, 616
	1 使用料	307, 143	△10, 202	296, 941
15 E	国庫支出金	3, 318, 682	43, 144	3, 361, 826
	1 国庫負担金	2, 058, 159	2, 520	2, 060, 679
	2 国庫補助金	1, 207, 464	40, 624	1, 248, 088
16 県	具支出金	1, 536, 117	6, 300	1, 542, 417
	1 県負担金	844, 790	1, 260	846, 050
	2 県補助金	564, 158	5, 040	569, 198
19 終	· 異入金	1, 323, 925	68, 440	1, 392, 365
	2 特別会計繰入金	14	68, 440	68, 454
21 訴	者収入	540, 277	42, 061	582, 338
	6 雑入	283, 350	42, 061	325, 411
22 市	方債	1, 054, 400	535, 000	1, 589, 400
	1 市債	1, 054, 400	535, 000	1, 589, 400
	歳 入 合 計	22, 065, 005	818, 516	22, 883, 521

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 糸	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	千円 2,544,820	手円 590, 761	千円 3, 135, 581
	1 総務管理費	1, 978, 183	583, 172	2, 561, 355
	2 徴税費	300, 241	7, 589	307, 830
3 🖪		7, 150, 880	22, 867	7, 173, 747
	1 社会福祉費	3, 196, 619	1, 076	3, 197, 695
	2 児童福祉費	3, 606, 538	21, 791	3, 628, 329
4 徫	5生費	3, 941, 311	13, 438	3, 954, 749
	1 保健衛生費	929, 544	3, 143	932, 687
	2 清掃費	1, 962, 854	7, 952	1, 970, 806
	3 環境対策費	36, 540	2, 343	38, 883
6 農	基林水産業費	209, 812	110	209, 922
	1 農業費	192, 756	110	192, 866
7 産	五費	913, 113	38, 974	952, 087
	1 商工費	913, 113	38, 974	952, 087
8 ±	二木費	2, 259, 576	58, 370	2, 317, 946
	1 土木管理費	87, 343	2, 928	90, 271
	2 道路橋梁費	940, 054	919	940, 973
	3 河川費	29, 630	31, 023	60, 653
	4 都市計画費	1, 070, 618	23, 500	1, 094, 118
9 消	省防費	1, 272, 273	11, 025	1, 283, 298
	1 消防費	1, 272, 273	11, 025	1, 283, 298
10 巻	女育費	1, 770, 175	82, 971	1, 853, 146
	1 教育総務費	519, 394	13, 290	532, 684
	4 幼稚園費	187, 710	1, 649	189, 359
	6 社会教育費	269, 813	68, 032	337, 845
	歳 出 合 計	22, 065, 005	818, 516	22, 883, 521

第2表 債務負担行為補正

追加 (単位 千円)

事 項	期間	限度額
令和 3 年度コンピュータシステムリース 料 (1件)	令和3年度~令和9年度	51, 700
電子申請システム使用料	令和3年度~令和4年度	2, 139

第3表 地方債補正

追 加 (単位 千円)

起債	の目	的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	債		527, 000	証書借入等	5. (利方入資方金金て見つい見利%だ見でる及共機に利し後はし)以し直借政び団構つ率をに当後のし、しり府地体資いの行お該の	借条た政り短く又りが先にし都還し繰低えきのよ、合期、上利るるのはにはある。

変 更 (単位 千円)

	T					(—)	/_
起債の	2	变 更 育	ή	2	变 更 後	复	償還の
目的	限度額	起債の 方 法	利率	限度額	起債の 方 法	利率	方法
地震対策事業	155, 700	証 書 借入等	5.内し見式入府び共融金てのを後て見の0(、直でれ資地団機に、見行には直利%た利し借る金方体構つ利直っお当し率以だ率方り政及公金資い率したい該後)	163, 700	証 書 借入等	5.内し見式入府び共融金てのを後て見の0(、直でれ資地団機に、見行には直利%た利し借る金方体構つ利直っお当し率以だ率方り政及公金資い率したい該後)	借融にた市都り限しく償低りこき入資よだ財合償を、は還利換とる先条るし政に還短若繰又にえが。の件。、のよ期縮し上は借るで

第4表 繰越明許費 (単位 千円)

	款	項	事 業 名	金 額	
8	土木費	2 道路橋梁費	(都)大倉戸茶屋松線整備事業	502, 20)

議案第85号

令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第1号)

令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,062千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,625,062千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月31日提出

第1表 歳入歳出予算補正歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 終	東越金	50, 000	9, 062	59, 062
	1 繰越金	50,000	9, 062	59, 062
	歳 入 合 計	5, 616, 000	9, 062	5, 625, 062

歳出

款			項		補正前の額	補 正 額	計
9 訴	诸 支出金				千円 38, 138	千円 9,062	千円 47, 200
	2 繰出金				1	9, 062	9, 063
	歳	出	合	計	5, 616, 000	9, 062	5, 625, 062

議案第86号

令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

令和3年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 63,947 千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 4,208,087 千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月31日提出

第1表 歳入歳出予算補正歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 終	製越金	2	63, 947	63, 949
	1 繰越金	2	63, 947	63, 949
	歳 入 合 計	4, 144, 140	63, 947	4, 208, 087

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 諸	者支出金	1, 212	63, 947	65, 159
	1 償還金及び還付加算金	1, 211	5, 477	6, 688
	2 繰出金	1	58, 470	58, 471
	歳 出 合 計	4, 144, 140	63, 947	4, 208, 087

議案第87号

令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第1号)

令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ908千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ729,908千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月31日提出

第1表 歳入歳出予算補正歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 綽	製越金	1	838	839
	1 繰越金	1	838	839
5 請	着収入	1, 561	70	1,631
	2 保険料還付金及び還付加算金	1, 550	70	1,620
	歳 入 合 計	729, 000	908	729, 908

歳 出

款			項		補正前の額	補	正	額	計
					千円			千円	千円
3 請	者支出金				1, 562			908	2, 470
	2 繰出金				12			908	920
	歳	出	合	計	729, 000			908	729, 908

議案第88号

令和3年度湖西市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和3年度湖西市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和3年度湖西市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に 定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支出	₫	
第1款 水道事業費用	1,110,796 千円	17,856 千円	1,128,652 千円
第1項 営業費用	1,098,762 千円	17,856 千円	1,116,618 千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額742,982 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額778,054 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,681 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,001 千円」に、「建設改良積立金401,994 千円」を「建設改良積立金434,343 千円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支出	Ц	
第1款 資本的支出	777, 405 千円	35,072 千円	812,477 千円
第1項 建設改良費	700,818 千円	35,072 千円	735,890 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正) 第4条 予算第5条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	98, 249 千円	3,485 千円	101,734 千円

(たな卸資産の購入限度額の補正)

第5条 予算第6条に定めたたな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

たな卸資産の購入限度額 51,868 千円 16,749 千円 68,617 千円

令和3年8月31日提出

議案第89号

令和2年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度 湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

議案第90号

令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度 湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の 認定に付する。

令和3年8月31日提出

議案第91号

令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決 算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度 湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定 に付する。

令和3年8月31日提出

議案第92号

令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度 湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会 の認定に付する。

令和3年8月31日提出

議案第93号

令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

議案第94号

令和2年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決 算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて議決を求めるとともに、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

議案第95号

令和2年度湖西市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和2年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出